



今回の大雨災害からの復旧や被災者支援を速やかに実施するため、8月22日付けで約32億円の補正予算を措置しました。皆さまの生活再建に向けて引き続き取り組んでいきます。

今後の災害ごみ仮置き場の開設について

◆9月の開設予定

年月日	曜日	開設している仮置場	
		水処理センター	鏡支所
R7.9.1	(月)	休	○
R7.9.2	(火)	○	○
R7.9.3	(水)	○	休(搬出)
R7.9.4	(木)	休(搬出)	○
R7.9.5	(金)	○	○
R7.9.6	(土)	○	○
R7.9.7	(日)	○	○
R7.9.8	(月)	休	休
R7.9.9	(火)	○	○
R7.9.10	(水)	○	○

(八代市新港町
3丁目1番地)

(八代市鏡町内田
453番地1)

◆受入時間

土砂、災害ごみともに9時00分から16時30分まで(ただし、12時から13時まで搬入を停止しますので、時間に余裕をもってご来場ください。)

◆注意事項

※災害以外で発生した家庭ごみ、産業廃棄物は受け入れません

※運転免許証を確認させていただきます

■問合せ：循環社会推進課 ☎ 34-1997

災害見舞金を支給します

◆対象者

住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯主

◆支給

- ①住家の床上浸水など準半壊以上 3万円
②住家の全壊 10万円

◆対象の方へのご案内

申請については、り災証明書発送時に該当される世帯にご案内します。

■問合せ：健康福祉政策課 ☎ 33-4003

学用品を給与します

◆対象者

被災により学用品を使用することができず、就学上支障のある児童生徒

◆対象品目

- ①教科書や正規の教材(ワークブック、辞書、図鑑など)
②文房具や通学用品(ノート、鉛筆、消しゴム、傘、靴、体育着、笛など)

◆限度額

- ①教科書及び正規の教材 実費
②文房具、通学用品 小学校児童 5,500円以内
中学校生徒 5,800円以内

◆申請方法

在籍の学校を通じて申請

■問合せ：学校教育課 ☎ 33-6133

災害ボランティアの派遣依頼 ボランティアの募集



◆災害ボランティア派遣を希望される人

- 支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬など
- 支援の受付：八代市災害ボランティアセンター
☎ 080-5706-3112 または090-9648-7651 (9時~16時)

◆災害ボランティア活動への参加を希望される人

- 災害ボランティアセンターホームページまたは電話(☎ 080-6879-9736)で申し込みください。

■問合せ：八代市社会福祉協議会

☎ 62-8228 (9時~16時)

公共料金などを減免します

◆減免される公共料金などについては、ホームページで確認ください。

①水道料金・簡易水道使用料



②下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料



③マイナンバーカードなどの再交付手数料の免除



④住民票等の交付手数料の免除



住宅支援（仮住まいへの案内）

市営住宅緊急入居

◆条件

り災証明（半壊以上）をお持ちの人

◆提供住宅

築添団地、高島団地、麦島団地、
流藻川団地、植柳上町第一団地、
郷開団地、氷川台団地、楠住宅

◆入居期間

原則6カ月以内 最長1年間

◆家賃 免除

※水道、光熱費などは入居者の負担となります

みなし仮設住宅

◆条件

- ・り災証明（半壊以上）をお持ちで、自宅に住むことができない人
- ・家賃が1カ月当たり次の額以下であること

1人世帯

5.5万円以下

2人世帯

6.5万円以下

3～4人世帯

8.5万円以下

5人以上の世帯

13万円以下

※上記以外にも条件があります

◆入居期間：最長2年間

- ・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。
- ・駐車場代、水道、光熱費などは入居者の負担となります。

支援の適用には条件がありますので、詳細は住宅課へ問い合わせください。

■問合せ：住宅課 ☎ 33-4122

特例措置などがある手続き

◆児童扶養手当の特例措置

被災により、認定請求等が遅れた場合や住宅・家財等が2分の1以上被災された場合には、特例措置が受けられる場合があります。詳しくは問い合わせください。

■問合せ：こども家庭支援課 ☎ 37-6800

◆下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予

被災された人を対象に、下水道受益者負担金（分担金）の支払期限を1年間延長します。申請については、電話相談後、り災証明書を添付した申請書を提出ください。

■問合せ：下水道総務課 ☎ 33-4147

◆自立支援医療費受給者証がなくても医療機関などを受診できます

受給者証を紛失または自宅に残したまま避難されている人も、医療機関で対象者であることを申し立てることにより受診できます。

■問合せ：障がい者支援課 ☎ 33-5110

公衆浴場の無料入浴

◆対象者

- ・避難所で生活をされている人
- ・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない人

◆内容

入浴料金が無料です。※せっけんやシャンプーなどは自己負担になります。

◆実施期間

当分の間、実施します。終了時期は別途お知らせします。

■問合せ：健康福祉政策課 ☎ 33-4003

住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすることなどを目的としたものです。

◆修理の範囲

- ・居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位

◆対象

- ・り災証明の区分で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅

◆限度額

全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大73万9千円
準半壊	一世帯あたり 最大35万8千円

◆注意事項

- ・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマホで撮影した写真でも構いません。

詳しくは市ホームページまたは営繕課まで問い合わせください。

■問合せ：営繕課 ☎ 33-4401

被災者支援に関する各種制度 （一覧表）

被災者の皆さまに対する支援メニュー一覧表をまとめました。支援の追加や内容の変更があり次第、随時更新していきます。